

○新たな「果樹農業振興基本方針(主な論点案)」に対する国民の皆様からのご意見
(4/23～5/7パブリックコメント結果)

性別	年代	都道府県	職業	ご意見の内容(200字以内)
男性	50代	熊本	農業	・果樹においても生産費を勘案した経営安定制度を構築すべき(戸別所得補償制度に準じる経営安定対策) ・集出荷施設等の建設並びに更新については支援が必要(補助事業が必要) ・果樹共済制度を強化し、再生産価格を基準とした改善策が必要
男性	40代	長野	その他	農業全般的における課題は、よく聞く就農者の高齢化等による生産基盤の脆弱化にある。農業生産は栽培管理から、収穫等の面で大変な作業である。果樹は永年性作物であるが、需要は嗜好性が高く、農家の経営安定を考えると厳しい面が多々ある。その中でいかに減少している生産量を維持、拡大させるかが課題である。農家の活力が湧くように! 生産面では、生産に関わる負担を軽減できるよう経営支援対策の維持と内容の充実を望む。 その上で計画生産に取組むのが前提だが気象条件等で価格が下落し、再生産価格が確保できない最悪の場面がある。その場合、需給調整が効果的に、かつ農家が取組みやすい事業の組み立てを望む。 併せて販売後のセーフティネットとしての農家の経営安定のための制度が必要である。 安定販売に向けては、需要の拡大(消費拡大、加工対応、輸出等)が当然必要であるが、関係部署と地道に課題解決をしながら進める必要がある。
男性	40代	熊本	食品製造・加工	農業政策はコメ中心でしょうが、自給率向上の点では果樹にも目を向けないと日本農業は守れない。農業は米と他作物との複合経営で成り立っていると思います。果樹は、永年作物であり他果樹・他作物への転換が難しい、1年に1作であり気象災害に弱い、傾斜地利用型である等が上げられます。そして価格低迷の影響を一番受けています。戸別補償を果樹に拡大し、生産者・生産量の減少を食い止め、国産果樹と中山間地域を守ってほしい。
男性	30代	沖縄	その他	○果樹農業における経営安定対策 本県における果樹農業は、パインアップルやシークワーサーなど加工仕向けを主体に生産振興を図ってきたものと、マンゴーやタンカンなど生果を主体に生産振興を図りながら加工仕向けの取組みを行っているものがあり、その特性を十分に踏まえ地域の実情に対応した経営安定対策を講じることにより生産基盤の確立を図ることが必要。 【例として】 加工を主体に生産振興を図るものは、良質な国産原材料の安定供給への誘導的な施策(品質・等階級等によって支援を階層化) 生果を主体に生産振興を図るものは、一定水準を下回った場合に補てんするなど経営維持を図るための収入保険的な施策
男性	50代	青森	農業	1. 経営安定の確保をはかる対策 ○果樹経営は、家族労働費を評価すればコスト割れの状態にあるが、多様な品目・品種・栽培形態があり、需給と価格形成にそれぞれ特色のある果樹については、その特色を踏まえた経営所得対策を構築することが必要。 ○果実全体の需給の安定については果樹農家の経営安定のためには、生鮮果実が国内生産の太宗をしていくなか、「加工原料用果実の安定供給を可能とする加工向けの経営安定対策」と、「生果の需給調整としての加工向け対策」を併せて講じることが必要。 ○そうした対策を措置したうえで、果樹経営全体としての収入減少を補てんする経営安定対策の創設が必要。 2. 生産基盤対策 ○果樹産地における労働力の高齢化・不足に対応した担い手の育成、労働力調整、園地流動化の促進による優良園地の集積、園地整備、省力的な栽培技術や品種改良の充実・強化が引き続き必要。 ○果樹経営支援対策を充実・強化し、産地の実態に即した生産基盤整備を推進するとともに、集出荷施設等の更新を支援するなど、生産性向上をはかる対策の強化が必要。 また、加工原料用果実の安定的供給や生産者手取り確保のため、流通コスト削減への支援強化が必要。 3. 需要拡大対策 ○生活スタイルの変化に即して、生果の少量売り、カット売り、ばら売り、果実加工品などが伸びていることを踏まえた消費拡大対策の充実・強化が必要。 ○店頭等で国産を原料とした商品を選択できるよう、果実加工品の原料原産地表示を義務化することが必要。
男性	30代	沖縄	会社員	以前の方針とほとんど変わらないのではないか? 毎日くだもの200g運動は全く認知されていないので、早くやめるべき。 需要拡大は生産者・出荷団体が考えること。國の方針に載せなくてよい。(これまで方針に載せても結果はでてないに等しいと思う。) 毎回方針は立てているが、結果を考察しているのか疑問。
男性	30代	熊本	公務員	国を支えるのは人であり、人を造るのは食である。国民の健康を支える上で、果樹の消費はもっと伸ばすべきと考える。 農業経営の安定化を図るために共済加入を推進するとあるが、現行の共済加入率は低く、再生産可能な価格を保障する等、制度の見直しが必要と考える。
男性	30代	山口	公務員	国産果実の需要維持・拡大について 毎日果物200g運動の展開や食育の取組等はくだものの消費の維持・拡大に必要な対応。 今後も引き続き活動展開を実施して頂き、取組効果の更なる発揮に向け、様々な視点で活動を強化して頂きた い。 (例)日本赤十字社献血センターとの連携 等 献血者、成分献血者へのカットフルーツの提供とくだものの機能性紹介 等

■自治体A

第1 果樹農業の振興に関する基本的な事項

2 果樹農家の経営安定に係る取組

（1）意欲ある農業者への支援に関して

- ・ 本県のりんご農家は、慢性的な労働力不足、気象災害等による品質低下や世界的な経済不況による価格低迷により厳しい経営状況を余儀なくされております。
- ・ このため、省力化や低コスト化を図るなどの経営改善が急務となっていますが、改善する手段としてわい化樹への改植や防風網・防霜ファンなどの防災施設についての自助努力による整備は非常に困難になっています。
- ・ 今後とも、労働力不足や気象災害が危惧される中、改植や防風網・防霜ファン等の園地の基盤整備等を行う支援制度の継続が必要と考えており、平成23年度以降も果樹経営支援対策事業が確実に実施されるようお願いします。
- ・ また、経済危機対策として実施された果樹産地高度化緊急支援対策事業について、県内の各産地協議会で剪定枝粉碎機等を導入するなど有効に活用されておりますが、剪定枝粉碎機については、これから益々利用者が増えていくことが予想されていることから、これらも含めて、産地協議会が必要な機械や資材が導入可能な当該事業についても、平成23年度以降も継続されるようお願いします。

（2）需給調整や自然災害対策の適切な推進に関して

- ・ 国による果実生産出荷安定対策の一対策として、市場価格が下落した場合にりんごとみかんについて生食向けを加工用に市場隔離する「緊急需給調整特別対策」がありますが、現行の制度では年内が対象となっており、越年後の対策が考慮されていません。
- ・ 本県の場合、年明け後の貯蔵りんごが販売の主力となっていることを踏まえ、制度発効の年明け後への延長について緊急需給調整特別対策の検討を推進していただきたい。

（3）農業所得の確保を目指した制度の見直しに関して

- ・ 本県の特産であるりんごの経営を不安定にする大きな要因として、自然災害による被害と市場価格低迷による収入減少があげられます。
- ・ 自然災害に対するセーフティネットとしての果樹共済制度については、生産者の加入率が低いという問題があり、今回の論点の中で果樹共済への加入促進に向けて検討を進める方向にあることは、大いに歓迎できることと受け止めています。
- ・ ただ、現行の果樹共済制度の補償範囲は最大で収入の80%に留まっており、残り20%以内の損失に対しては対応していないことが加入率が低

いことの一因であると考えられ、さらに、もう一方の収入減少要因である市場価格低迷に対しては、国の補償制度が平成18年度で終了しており、現在、セーフティネットがない状況にあります。

- ・りんご農家にとっては、災害も価格低迷も収入減少という面で同様のダメージであり、経営の安定のためにはこの二つのリスクをカバーする総合的な補償制度の構築が必要であると考えます。
- ・このため、例えば、従前の果樹共済が補償していない、経営全体のマイナス10%からマイナス20%までの損失の部分（価格下落はこの範囲に集中）に相当する金額を果樹共済加入者が国庫の一部補てんを受けながら積み立てし、価格下落や災害による一定以上の損失が発生した場合に積立金を払い戻す、いわば果樹共済の上乗せ（サポート）積立制度の構築を提案します。これにより、果樹共済制度への加入率の向上とりんご農家の経営安定に寄与することが期待できると考えます。
- ・また、特に昨今の価格低迷により、果樹農家は厳しい経営を強いられていることから耕作放棄地の発生や農家戸数の減少が懸念されるところであり、将来にわたって優良園地の確保や経営体の維持・確保を図るためにも例えば樹園地の面積に応じた直接的な支払いといった支援対策の創設の検討を要望します。

3 国産果実の需要維持・拡大

（2）毎日くだもの200グラム運動の一層の推進

② 食育と一体的な運動の一層の推進

- ・毎日くだもの200グラム運動については、全国に十分に浸透しているとは言い難い状況にあり、今後さらに強力に進めるため、地方の果樹生産県が自ら積極的に関与し、協力したいと考えておりますので、地方が行う独自の取組に対する支援の充実をお願いします。
- ・また、りんごをはじめとする果実の消費拡大を図っていくためには、幼少期からの息の長い対策の継続も必要であるので、長期的スパンでの対策の構築をお願いします。

4 国産果実の輸出振興

- ・輸出振興を通じた産地の育成、農家や産地の所得向上のためにも、輸出先国の残留農薬基準に対応した防除方法の実証試験、関係者と連携した輸出先国に対する残留農薬基準設定のためのアクション等、本文の記述内容について、具体的な遂行時期、目標を掲げ内外にアピールしていくことが取組の実現にとっても重要であると考えます。

第5 果実の流通及び加工の合理化に関する基本的な事項

1 果実の流通の合理化

（1）販売・流通形態の変化に応じた販売の促進

- ・国では、品質管理体制の一層の強化や幅広い販売形態を目指すとしていますが、消費者の購入意欲を高めていくためには、鮮度や美味しさを維持

して消費者の手元に届くことが何より重要であり、そのためのコールドサプライチェーンの構築に向けた施策の充実が必要であると考えます。

- ・ さらに、従来の農業協同組合や商業協同組合のほかに、近年、生産者が株式会社等を設立して新たな流通形態に取り組む事例が増えてきており、生産者の所得向上に寄与していますので、この様な取組に対する支援対策の創設をお願いします。

2 果実の加工の合理化

(1) 高品質果実製品の生産に関して

- ・ 外国産りんご果汁は年々増加し、特に中国産の増加が著しく、平成20年で輸入量全体の約7割を占めていることから、国産果汁の需要が伸び悩んでおり、これに伴い加工原料用りんごの買入減少や価格の低迷が続く中で本県の果汁製造業者の経営に大きな影響を与えています。
- ・ 食の安全、安心に対する消費者の関心が高まる中、国産であることが外国産との比較優位にもつながることを踏まえ、りんご等の果実飲料の原料原産地表示の義務化について検討していくべきであると考えます。

■自治体B

果樹農業の振興にあたり、B県としても果樹農業振興特別措置法に基づく「B県果樹農業振興計画」等を策定し、関係機関・団体との連携の下で、県オリジナル品種の生産拡大やりんご新わい化栽培等新技術の普及などを推進してきています。

しかしながら、担い手の高齢化等による遊休園地の増加、改植遅れによる園地の老朽化に加え、一昨年からの景気後退に起因する生産物価格の低迷により、農家経営は深刻な事態となっております。

特に、急激な景気後退による果実消費の減退は、需給バランスを崩すとともに、低価格指向と相まって販売価格を大きく下落させるなど、県内果樹農業を取り巻く状勢を予期せぬほど大きく変化させました。

のことから、新たな果樹農業振興基本方針の策定にあたっては、以下の提案事項についても考慮され、果樹産業の継続した発展と果樹農家経営の安定に資するものとなるようお願いします。

記

1 「意欲ある農業者への支援」について

(1) 「意欲ある農業者」の支援については現行の「果樹経営支援対策」を充実し、対象となる農業者は、現行と同一の考え方とすること。りんご新わい化栽培やなし樹体ジョイント栽培のための改植など、先進的で、初期投資が大きい取組を行う農業者への支援を充実すること。

また、これらの新しい技術専用の苗木生産システムの構築に対する支援を新たに講ずること。

(2) 本県においても、果樹農業については、定植後の未収益期間の存在が果樹園地の継承が進まない一つの要因であり、加えて、園地を継承し、改植等を行っても未収益期間が発生することや果樹園の管理を一時休止した場合、直ぐに園地が荒廃してしまい再利用できない状況があります。

については、遊休園地や遊休化が見込まれる園地を一定期間、法人（農業協同組合等を含む）が借り受け、栽培の継続、又は収穫可能な状態に改植・補植等をした後、新たな担い手に引き継ぐ取組に対する支援措置を講ずること。

2 「需給調整や自然災害対策の適切な推進」について

(1) 需給調整を効果的に運用するためには、果樹（りんご）関係者全ての協調体制の構築が不可欠なことから、生産者団体に加入していない市場出荷グループを含めて、全国的な協調体制を伴った実効性のある需給調整制度を構築すること。

(2) 加工仕向により難い時期、品種においても効果的な需給調整が実施できるよう生果用果実を加工用途に仕向ける現行の措置に加え、緊急輸出や飼料仕向けなど加工以外の用途に仕向ける措置も対象とすること。

3 「毎日くだもの200グラム運動の一層の推進」について

本県では、果実の皮が薄く、一個あたり150～200g程度の新しいりんご品種（シナノピッコロ、シナノプッチ）を登録し、新しい消費スタイル（丸かじり需要）や学校給食等への利用を検討しています。

については、これら特徴ある品種を利用した果実摂取の提案を方針に位置付け、支援措置を講ずること。

4 「国産果実の需要維持・拡大」について

果実流通上のリスク管理と消費者への的確な情報提供を進めるため、産地負担の少ないトレーサビリティー・システム等の手法の開発などを基本方針に盛り込むこと。

■農業団体C

1. 経営安定の確保をはかる対策

- 果樹経営は、家族労働費を評価すればコスト割れの状態にあるが、多様な品目・品種・栽培形態があり、需給と価格形成にそれぞれ特色のある果樹については、その特色を踏まえた経営所得対策を構築することが必要。
- 果実全体の需給の安定化については果樹農家の経営安定のためには、生鮮果実が国内生産の大宗をしめているなか、「加工原料用果実の安定供給を可能とする加工向けの経営安定対策」と、「生果の需給調整としての加工向け対策」を、併せて講じることが必要。
- そうした対策を措置したうえで、果樹経営全体としての収入減少を補てんする経営安定対策の創設が必要。

2. 生産基盤対策

- 果樹産地における労働力の高齢化・不足に対応した担い手の育成、労働力調整、園地流動化の促進による優良園地の集積、園地整備、省力的な栽培技術や品種改良の充実・強化が引き続き必要。
- 果樹経営支援対策を充実・強化し、産地の実態に即した生産基盤整備を推進するとともに、集出荷施設等の更新を支援するなど、生産性向上をはかる対策の強化が必要。また、加工原料用果実の安定的供給や生産者手取り確保のため、流通コスト削減への支援強化が必要。

3. 需要拡大対策

- 生活スタイルの変化に即して、生果の少量売り、カット売り、ばら売り、果実加工品などが伸びていることを踏まえた消費拡大対策の充実・強化が必要。
- 店頭等で国産を原料とした商品を選択できるよう、果実加工品の原料原産地表示を義務化することが必要。

■農業団体D

1. 経営安定の確保をはかる対策

- 果樹経営は、生産コスト増嵩する一方で、販売価格の低迷が続いており、家族労働費を評価すればコスト割れの状態にある。
果樹については、多様な品目・品種・栽培形態があり、戸別所得補償制度の仕組みとは異なる考え方のもと、経営所得対策を構築する必要がある。
- 果実全体の需給安定と経営の安定をはかるため、加工原料用果実の安定供給を可能とする加工向けの経営安定対策と生果の需給調整としての加工向け対策を講じる必要がある。
- さらに、自然災害等による収益減少時の補てん等経営安定にかかる支援対策を講じる必要がある。

2. 生産基盤対策

- 果樹産地における労働力の高齢化・不足に対応した担い手の育成、労働力調整、園地流動化の促進による優良園地の集積、園地整備、省力的な栽培技術や品種改良の充実・強化が引き続き必要である。
- 果樹経営支援対策を充実・強化し、産地の実態に即した生産基盤整備を推進とともに、集出荷施設等の更新を支援するなど、生産性向上をはかる対策の強化が必要である。
また、加工原料用果実の安定的供給や生産者手取り確保のため、流通コスト削減への支援強化が必要である。

3. 需要拡大対策

- 生活スタイルの変化に即して、生果の少量売り、カット売り、ばら売り、果実加工品などが伸びていることを踏まえた消費拡大対策の充実・強化が必要である。
- 果実を摂取する食習慣を身につけるため、学校給食での果実利用を強力に促進する対策が必要である。
- 店頭等で国産を原料とした商品を選択できるよう、果実加工品の原料原産地表示を義務化することが必要である。

■農業団体E

1. 果樹は、嗜好品であり、景気の動向に消費が左右される傾向があります。近年輸入果実の増大や景気の後退による価格の低迷と生産資材価格の高騰により農業経営環境は依然悪化しております。さらに経営費に家族労働費を評価するすれば大きなコスト割れの状況にあります。その中、地域の特色を生かし多様な品目・品種・栽培形態を導入する中で技術の開発と経営の努力を重ね産地としての確立・維持に努めているところあります。果樹農家の将来展望を見据え、地域特性を生かした果樹経営の実態を踏まえた農業所得を補償する制度の創設を希望します。
2. 平成15年の食品衛生法改正に伴うポジティブリスト制度導入により、果樹農家では、農薬の飛散防止に向け各圃場で防除ネットを設置するなど各種の対応を行っておりますが、それだけで十分とはいえないのが実態であります。農薬の飛散による無登録農薬の残留事故を排除するためには、多品目に使用可能な汎用的な新規薬剤の開発・登録が不可欠であります。
つきましては、生産現場における農薬の適正使用に対する負担をご賢察いただき、多品目に使用可能な汎用的な新規薬剤の早期開発・登録に向けた積極的な取り組みを国の指導の下で進めていただくなど、生産環境の改善を希望します。
3. 本県は、傾斜地が多く耕作面積が小さい中で効率的な農業経営を行い、所得の確保を行っています。このような生産環境は一方で、農作業事故や農薬の飛散等の事故を引き起こす要因ともなっております。
農業の振興を図り、安全で安心な農産物づくりや生産環境づくりのため、地域の実情にあった基盤整備に向けた支援措置の継続・拡大を希望します。
また、鳥獣害対策については、各地域で防護柵の設置や追い払いの実施等の対策を進めていますが、自然環境の変化による鳥獣害被害は住宅周辺の農地にも拡大しております、依然被害は後を絶たない状況にあります。
つきましては、生産者、生産者団体、地域住民、行政等関係機関が連携して講じる諸対策への支援措置や計画的な駆除が実施されるような対策等を希望します。
4. 集出荷施設、選果機等は老朽化が進み、改修にかかる経費が増大するなど更新を望む産地が多くなっています。果樹産地の生産力を向上させ、産地の維持、拡大を図るための拠点となる集出荷施設等の更新等への支援措置を希望します。
5. 本県でも新たな販売戦略として果実の輸出に取り組んでおり、今後一層拡大を図っていくための販売促進活動や海外市場調査活動を行っているところであります。
しかし、輸出先ごと検疫制度が異なり、輸出のための選果手順が非常に煩雑で農家にとっては大きな負担となっているのが実態であります。また、残留農薬の基準も日本とは異なり輸出の大きな障害となっております。果実の新たな販路として輸出の拡大を一層進めるため、統一的な農薬の基準の設定や害虫等に関する輸出禁止措置の緩和等についての働きかけを行い、輸出拡大に向けた環境整備がされるような支援を希望します。

■農業団体F

1. 現行の果樹の価格安定対策は一時的な出荷集中の解消だけであり、販売価格が低迷する一方、生産コストは嵩んでおり、家族労働費を評価すればコスト割れの状態にある。そのため、再生産可能な農業経営を前提に、経営所得を安定確保する対策を充実・強化することが必要である。
2. セーフティーネット措置として加入している果樹共済の加入率は3割程度と低いため、国の補助率を引き上げるなど、農家の経営安定に資する制度設計とすることが必要である。

■農業団体G

(生産基盤の強化対策について)

1. 果樹経営支援対策事業については、生産基盤の強化に寄与しており、将来の経営を確固たるものとするためにも重要な施策である。引き続き事業の充実、強化を図る必要がある。

2. 本県のみかん生産は、優良品種である青島温州の面積比率が約6割と高く今後も主要品種として期待は大きい。しかし県奨励品種となって45年が経過しており、すでに更新時期となっている園地が多い。

現状では、生産基盤の強化のための改植であっても、同一品種への更新に対しては助成措置の制約が多いため、同一品種への更新も優良品目・品種への更新の中に含める必要がある。

3. 本県では、早くから消費者ニーズに応えるべく光センサー選果機を導入するなど、バラツキのない品質の良いみかんを安定的に届けるよう努力してきた。この結果、出荷する果実の95%は光センサー選果となっており、消費者の評価も高い。

しかし、各選果施設とも更新時期となっており、現在の機械では多様化する消費者ニーズに対応できず、また今後高齢化する生産者に対しては家庭選果や集出荷労働を軽減するための選果場再整備が必要不可欠となっている。

消費者ニーズに対応した果樹生産を進めるためにも、選果場の再整備への支援対策を積極的に推進する必要がある。

■農業団体H

1. 基本認識について

- 果樹生産農家においては、家族労働費を含めた生産コストは販売価格で賄えていないのが現状であり、収入保険的制度の創設が強く求められている。
- 新たな果樹支援対策にあっては、生産対策、需給調整・価格対策、加工対策、果樹共済、収入保険的制度等多面的な支援を総合的に実施する必要がある。

2. 果樹経営支援対策について

- 各産地においては、「果樹産地構造改革計画」を策定し特長を生かした果樹生産を実施する必要がある。そのため、政策支援にあっては地域の実情に応じたメニューの拡充が求められる。
- 多面的支援策については、以下のような対策を総合的に実施することが求められている。

1) 生産支援対策

現行の「果樹経営支援対策事業」を継続するとともに、支援内容の充実・強化が必要。

また「未収益期間」の支援対策が必要。

2) 国産果実の需要拡大と需給調整対策

国民の豊かな食生活、健康の維持増進を図る観点等から、需要拡大対策が必要。特に、食育・食農教育と一体的に推進することが必要。

また、生産量が大きい主要果実であるうんしゅうみかんについては、引き続き需給調整が不可欠。なお、需給調整参加者がメリットを感じられる政策が必要。

3) 緊急需給調整対策

うんしゅうみかんの生食用価格が著しく下落した場合に効果的な「緊急需給調整特別対策事業」を継続実施するとともに、より迅速で効果的な対策となるよう発動要件の見直しを図る必要がある。また、事業の効果が未実施農家にも及ぶことから、補給金は全額国の負担とすべきである。

4) 加工対策

加工対策の推進にあたっては、生食用果実の需給調整、規格外品の市場隔離による生食用果実価格の安定、加工事業者の経営安定のための加工用果実の安定供給等を踏まえ実施することが必要。

5) 果樹共済制度

気候変動の影響を受けやすい果樹経営にあっては、災害収入共済方式である果樹共済制度は必要である。しかし、現行制度への加入率は低水準であり、同制度の充実が強く求められている。

(制度の充実・改善の方向)

- ・補償割合の引き上げ
- ・共済掛け金の国庫負担割合の引き上げ
- ・共済対象品目の拡大：新品種
- ・県単位で指定かんきつの指定が可能となるよう措置

6) 収入保険的制度

果樹経営においても、家族労働費を含めた生産コストは販売価格で賄えていないのが現状であり、収入保険的制度の創設が強く求められている。制度の検討にあたっては、生産者や産地の努力が報われるよう、再生産価格が確保される制度となるよう検討すべきである。

■ 農業団体 I

○ 経営安定の確保をはかる対策

果樹経営は、販売価格が低迷する一方、生産コストは増嵩を続けており、家族労働費を評価すればコスト割れの状態にある。多様な品目・品種・栽培形態があり、需給と価格形成にそれぞれ特色のある果樹については、戸別所得補償制度の仕組みとは異なる経営所得対策（収入保険方式等）を構築することが必要ではないか。

○ 生産基盤対策

果樹産地における労働力の高齢化・不足に対応した担い手の育成対策が必要。

果樹経営支援対策を充実・強化し、産地の実態に即した生産基盤整備を推進するとともに、集出荷施設等の更新を支援するなど、生産性向上をはかる対策の強化が必要。

また、加工原料用果実の安定的供給や生産者手取り確保のため、流通コスト削減への支援強化が必要。

○ 需要拡大対策

生活スタイルの変化に即して、生果の少量売り、カット売り、ばら売り、果実加工品などが伸びていることを踏まえた消費拡大対策の充実・強化が必要。

店頭等で国産を原料とした商品を選択できるよう、果実加工品の原料原産地表示を義務化することが必要。

■ 農業団体 J

① 果樹戸別所得補償制度の創設

温州みかん市場最低販売単価 180 円の補償を行い再生産単価を維持する。

② 果樹指定産地制度の新設

柑橘生産農家において、後継者が多くいる産地、専業農家が多い産地、市場評価の高い産地が生き残る産地指定制度の新設。

③ みかん園廃園対策の再実施

果樹制定産地（②）においては、園地流動化を行い指定産地の維持を図る。

果樹指定産地（②）以外においては、廃園対策を実施する。（20万円以上／10a）

④ 需給調整による価格向上

国内柑橘生産者すべてにおいて、確実に実施する対策を徹底する。

上記の意見（要望）を、解決できれば農家所得の向上や生産意欲の減退を解決できる。

■農業団体関係者K

1959年から今日まで、果樹の研究と栽培実践を行ってきた結論として、私の考えを述べてみます。

1. 雨よけハウス栽培を進めること（高品質果実生産と生産安定）

- 1) 理由 第1に世界の果樹産地は乾燥地か半乾燥地がほとんどで、自然の雨よけ栽培である。従って、品質のよい（甘い）果実が容易にできる。第2には、環境保護と犬の放し飼いが出来なくなつたことから、虫害、鳥害の他に獣害が普通になり、何らかの施設が必要になること。第3には、風速3mを超える風は、果樹の生育にとって大きな障害であり、暴風施設は必須である。その点、雨よけハウスはこれらすべてを解決することが出来る。
- 2) 食料の安全安心が普通になってきた今日、雨よけ栽培では大幅な減農薬が可能である。加えて有機栽培に適しており、現在の消費者ニーズに合致している。
- 3) 労働力の効果的活用が可能である。雨、風、雪にかかわらず作業が可能であり、労働の分散も容易である。従って、老齢化しても栽培が可能である。
- 4) ハウスの構造は両屋根式単棟とすること。30年近く前から島根農試で実践しているが、建築用足場パイプ直径48mmの鋼管を主体に、間口20m、棟高5.5～6m、軒高2.5～3mとし、棟に幅1mの天窓を設置する。保温と換気の両方で優れる。作業に支障がないところに筋交いが入り、風に強い、両屋根単棟なので、雪が滑り落ちる。積雪量に応じて軒の高さやハウス間隔を決める。
- 5) 棚仕立てにすると、受光率で勝り、枝梢管理により果実分配率を高められるため、収量は多くなり品質は高くなる。加えて生産が安定する。JA雲南果樹技術指導センターでは、幹の分岐1m、主枝先端部の高さ2.5mのY字形棚仕立てとしている。脚立の高さは1mで十分なため、作業効率が高く、老齢者でも作業が出来る。さらには、樹冠下では夏でもハウス内の方が涼しい。果樹にも、人間にも優しいハウスはこれしかない。
- 6) 資本がかかることについて、現在の不況は生産量が消費量を上回ることによって起きる過剰生産恐慌である。ハウスには鉄パイプ生産加工、被覆資材生産加工、その他の装置など、工業製品の消費を促し、過剰生産を和らげる効果が期待できる。

2. 研究、普及体制の強化

- 1) 世界における新技術開発の競争は激化するばかりである。特に、新しい品種開発は重要である。加えて、自然に左右されない安定した生産を目指すことは、果樹農業のみならずすべての農業に必要である。食料生産には莫大な水を必要とする。果樹の研究開発は緊急かつ重要である。研究機関の国公立化、技術指導の充実など緊急課題である。本来、研究とは自由な発想でこそ効果が上がる。近年素人による成果の評価や研究課題の評価などが行われているが、物事の本質を知らない暴挙であり、直ちに廃止すべきである。

2) 果樹は永年作物で、栽培が他の作物より難しい。そのため、技術の習得が困難で、長期間を要する。国や県の技術指導体制は、技術者の育成や定着からかけ離れている。研究は個人の自由を研究費も含めて最大限保障し、専門を変えないことが原則だ。技術指導では地元で長く指導をした者ほど優遇すべきである。日本が生きていくためには、物作りが基本である。果樹農業も同じである。パソコンの普及と農業事業の減少により、仕事が激減した事務関係は大幅に減らしても可能になっているのに、減らされるのは技術関係である。この関係は逆転させるべきである。事務屋は決められたことをすることが業務であるが、研究者は常識を破ることが業務である。事務と、研究は本来相容れない性格を持っている。先人はそのことをよく理解し、給与体系も研究職と行政職を分離させ、研究職は役職が着かなくても給与が上がるような体型になっていた。

3. 輸出の促進

- 1) 世界の果物文化は4つに分類できると考えている。まず、北方民族のアングロサクソン系の文化は、果物を野菜と同等に考えており、ミネラルやビタミンなどの供給物でよく、熟さなくても料理すればよいと考えており、原則としてまずい。第2はラテン系文化で地中海地方を故郷にした民族は、地中海気候の甘くて美味しい果物文化を持っている。しかし、外観は気にしない。第3は熱帯果物文化で、ココヤシ、ナツメヤシ、ドリアン、マンゴーなどなどすべて樹高が高く、人間が収穫することが困難だった。そのため完熟して自然に落ちたものを食べる文化が出来た。最後は我が国の果物文化で、美味しいだけでなく外観が美しいという、日本料理と同様な文化になっている。
- 2) しかし、現在の我が国の果物は大量生産、販売や大型量販店の安売り競争の犠牲になって、早取りや品質軽視、農薬たっぷり栽培にならざるを得なく、まずい物が多くなる。本来の日本文化に適応した果物を生産すれば、外国人にアピールできるはずである。
- 3) 外国への日本果物店の進出やレストランへの積極的な売り込みなどを実施すべき時代になっているのではないか。そのためには、美しくてかつ極めて美味しい果実を供給できる果樹農業にならなければならない。

4. その他

- 1) 大量生産、大量出荷、大量販売から消費者と会話の出来る売り方にすべきである。そのためには、消費者利益を旗印に、生産費以下の単価で値切る大型量販店などのやり方を、何らかの形で規制する必要がある。自由経済といっても生産しないものが得するだけというのは間違っている。自由は勝手とは違い、一定のルールがないと成り立たない。単に強者が勝つ社会になってしまう。それが、今日の不況社会で証明されている。
- 2) 我が国の農業政策には戦略がない。地球の裏側から輸入する方が安いなどということは、現在の経済の仕組みのためであり、地球全体のエネルギー収支から多くの無駄をしており、地球環境悪化の原因をなしている。また、食糧を作るための水（乾

物の数百倍以上）や土壤に含まれる無機養分の地球規模の循環を乱している。現在の経済の仕組みの中でも、自國の大地で生産可能な食糧は、少々高くついても作るべきで、不足したときのみ輸入すべきではないか。

- 3) 輸入自由化を言うなら、牧草を輸入して出た家畜糞尿は輸出国へ返送することを義務づけた価格にすればよい。沙漠であるカリフォルニアで米を作るなどは罪悪である。それを輸入するのは2重の罪悪と言わなければならない。果物についても同じことが言える。